

3 防災情報の収集と提供

3 - 1 情報収集の方針と方法

3 - 1 - 1 収集の方針

アジア防災センターは、メンバー国 23 カ国の合意のもと、各国の自然災害の状況、災害対策に関する各国の制度・計画・具体的施策等に関する情報、知識及び経験を収集し、体系的に整理し、各国間で共有化することにより、各国の防災体制の整備を促進するとともに、アジア地域で各国が多国間防災協力を進めるための基礎的情報基盤を整備すべく活動してきた。

また、既存資料、各国防災担当者、その他関係機関からの情報収集により、次々発生する自然災害の最新情報、防災分野の専門家に関する人材情報をデータベース化し、情報発信を行った。さらに外国人客員研究員との協力や国連人道問題調整事務所アジアユニットとの協力により、より詳細かつ具体的な情報収集が可能となり、発信する情報にも反映できるようになった。さらに本年度は、国連人道問題調整事務所のリリーフウェブ神戸オフィスがアジア防災センター内に開設され、より迅速で具体的な情報共有が可能となった。

これからも引き続き、次のような項目について情報収集を行い、インターネット及びその他の方法により提供していく予定である。

防災体制（法制度、組織、基本計画、災害対応マニュアル等）

災害対策事例（各国で過去の大災害時にとられた対応等）

自然災害情報（過去に発生した地震、洪水、サイクロン等自然災害の態様・被害等）

人材情報（防災行政担当者、学識経験者、国際機関・民間企業・NGOメンバー等）

3 - 1 - 2 メンバー国等からの収集の方法

アジア防災センターは、昨年度に続き本年度も次のような方法で各国の防災関連情報の収集を行った。

1) メンバー国に対する情報提供依頼

アジア防災センターの設立趣旨及び多国間防災協力の必要性についてメンバー各国の理解を求めつつ、自然災害情報、災害対策事例、防災体制等に関する情報の提供依頼を行い、関連情報の入手を進めてきた。

2) メンバー国調査

アジア防災センターのカウンターパートであるメンバー国の防災担当者の確認、ア

ジア防災センターの活動趣旨説明、防災関係の基本的情報の入手及び今後の協力依頼のため、今年度はメンバー国2カ国（カザフスタン、ミャンマー）の現地調査を行った。

その結果、カザフスタンからアジア防災センターの活動への協力を取り付けると同時に、今後、カザフスタンからアジア防災センターへの客員研究員の派遣など、積極的に防災情報の交換を促進していきたい旨要請があった。また、ミャンマーについては当センター開設以来はじめて防災担当者と直接会い、ミャンマーの自然災害情報、防災体制や災害対策等についての情報交換を行うことができた。

3) アジア防災センター国際会議の開催

第4回アジア防災センター国際会議（2002年1月22日～23日）により、メンバー国、アドバイザー国及びオブザーバー等の参加各国・機関よりカントリーレポートを含む自然災害情報、災害対策事例及び防災体制等に関する資料の提供があり、またアジア防災センターの活動への要望も得られた。今回は、専門家会議に引き続き同会場で、国連国際防災戦略会議が開催されたこともあり、防災関係の国連機関として、国連人道問題調整事務所（神戸オフィス、インドオフィス）、国連人間居住センター（HABITAT）アジア太平洋南アジア事務所、国連食料農業機関（FAO）、国連開発計画（UNDP）インドオフィス、国際防災戦略（ISDR）事務局、及びアジア開発銀行（ADB）よりそれぞれ代表の参加を得て、今後のアジア地域における多国間防災協力の可能性を探る有意義な機会となった。

4) WWW（ワールドワイドウェブ）の活用

(1) 各国の防災情報

昨年度に続き、アジア防災センターは独自にWWWを活用して各国の防災体制に関する情報を収集するとともに、各国及び国際機関の担当者から防災関連情報を収集した。

今後は、各国の防災情報提供の動きを追っていくとともに、ミラーサイトや災害情報データベースの構築に対する技術支援等により、各国からの積極的な情報提供体制の構築を支援していくことが重要である。

(2) 学術研究機関及び国際機関の防災情報

上記に加えて国際的な組織、研究機関等が様々な視点から防災情報の収集・提供活動を行っている。さらに、昨今のインターネットの普及により、それらが順次インターネットを通じて利用可能な体制が整備されつつある。

この中でも、全世界の災害発生状況に関する統計データを有するのが、ベルギーの

ルーベン・カトリック大学の災害疫学研究所 (C R E D) の災害データベース (E M - D A T) であり、インターネット上からも利用可能となっている。

また、E M - D A T が統計数値のデータベースであるのに対し、国連の人道問題調整事務所 (O C H A) は、災害時の人道的援助活動支援のため、自然災害の状況に関する情報及び災害対策や災害対応に関する信頼できる情報をインターネット上で「ReliefWeb」を通じて提供している。

アジア防災センターでは、これらの防災情報の共有をいっそう推進するために、共通災害 ID を利用することを提案し、米国災害援助事務所 (O F D A) や国連食料農業機関 (F A O) など他の防災関連機関の賛同も得て、本年度から G L I D E (G l o b a l I D E n t i f i e r) 番号プロジェクトの具体的な取組みが始まった。この G L I D E 番号の利用により、多くの防災関連機関が発信する同じ災害に対する情報がより簡単に収集でき、利用できるようになる。

3 - 1 - 3 その他の取り組み

[国連人道問題調整事務所「リリーフウェブ・プロジェクト」神戸オフィス開設]

2001年8月16日、国連人道問題調整事務所 (O C H A) の「リリーフウェブプロジェクト」神戸オフィスがアジア防災センター内に開設された。リリーフウェブ (www.reliefweb.int) は、1996年に活動を開始した国連のプロジェクトで、国連人道問題調整部が関わる自然災害および紛争による被害に対する国際人道援助について、現地の状況、ニーズ、誰がどこでどんな援助を行っているかなどの情報を、600以上のパートナーから集め最新情報を即座にサイトに掲載している。このプロジェクトの神戸オフィスと物理的に近くなったことにより、職員の交流が活発になり、よりよい情報収集、さらによりよい情報提供のあり方を話し合うことができるようになった。今後は、さらに具体的な協力について提案していきたい。



図 3-1-3 OCHA リリーフウェブホームページ <http://www.reliefweb.int/w/rwb.nsf>

3 - 2 防災体制に関する情報

3 - 2 - 1 対象とする情報

各国の防災体制を構成する要素としては、各国の対応の基本を定める法制度、これに従い実際の対応を行う組織、また防災体制の整備を着実に進めるための基本計画があり、さらには、個々の災害に対する防災行動や対策を定める災害対応マニュアル等がある。

1) 法制度

法制度については、すべての国において、日本の災害対策基本法のような基本法が存在するわけではなく、政府命令や特定組織の規則により、防災体制を規定している国も存在する。国毎の事情を考慮すれば、このどちらがよいかという価値判断をすることは容易でない。しかし、広義の法制度と見られるこの法令規定につき、各国の情報を共有化することは、今後法制度を整備しようとする国、あるいは現在の制度を改善しようとする国にとって、参考となるであろう。

2) 組織

組織についても、各国の事情により異なる災害対策をとる場合が多いが、これも法制度と同じく、共通する災害に対する対応として参考にすることができる。

3) 基本計画

メンバー国の中で日本のように防災計画を既に有している国はまだ少数派であり、防災計画の情報を共有化していくことは近い将来策定を予定している各国にとり、計画策定の参考になり、結果として自然災害による被害の軽減に資する可能性が高い。

4) 災害対応マニュアル

災害対応マニュアルは、各国・地域において固有の自然災害の被災経験、あるいは災害態様毎に独自の対応マニュアルが作成されている場合が多いと考えられる。しかし、各国・地域独自に対応しているため、各国・地域間で共通の災害に対する経験や対応策が共有されているとはいえず、そのため、災害対応策の十分でない国及び地域がみられる。このため、昨年度に引き続き、これらの災害対策や災害対応マニュアルを共有化するため情報収集に努めてきたが、まだ十分とはいえない。今後とも各国・地域において形成・蓄積された特定災害への対応策に関する経験・知識・知見などを各国・地域間で共有化するための努力を継続していく。

3 - 2 - 2 情報源のレベル

次に収集すべき情報は、各国政府レベルの情報のみではなく、州・地方政府、各地域、また市町村レベルでも有用な情報を収集する必要がある。その理由は、原則として実際に災害に対応するのは、各地域・市町村なり地方政府であり、地方レベルの対応能力を超えた場合に中央政府や国際社会が支援を行うということからも理解できるように、単に中央政府で規定や組織・制度を整備しても、地方や草の根レベルも含めた現実の防災力・災害対応力が高まったとはいえないからである。したがって、既述のとおり、各レベルの有益な情報を共有化していく必要がある。

3 - 2 - 3 情報収集の方法

前記3 - 1 - 2に記載のとおり、アジア防災センターは、昨年度に引き続きメンバー国に対する情報提供依頼、現地調査、専門家会議、WWWによる独自の情報収集等の方法により各国の防災体制に関する情報の収集を行った。

3 - 2 - 4 今後の課題

アジア防災センターとしての今後の課題は、構築したデータベースの一層の拡充強化、収集した情報の分析、これによる各国のニーズ把握、さらにこれらを通じた多国間防災協力の推進ということになる。

1) 防災体制データベースの拡充強化

アジア防災センターで収集した防災体制に関する情報を各国で共有化していくため、アジア防災センターのホームページ上にデータベースを構築し、ここから防災体制に関する情報を検索閲覧できるようになっている。これにより、各国及び地域は他国の事例を参考にしながら、自国及び地域の防災体制の整備・改善を図ることが可能となっている。今後ともメンバー国等の協力を得ながらデータベースの内容を更新して、充実させ、よりわかりやすく、使いやすい防災体制データベースにしていく予定である。

2) 情報の分析及び各国のニーズへの対応

収集した情報の分析により、各国毎の特殊事情やニーズが明確になりつつある。日本、ロシア、シンガポール等の国は、既に国ベースでの防災体制がほぼ確立されているが、ネパール、ラオス、パプアニューギニア等の国については防災体制の整備を現在進めつつあることがわかっている。前者についても、より一層防災体制の充実強化を図るために個々に必要な改善措置を講じていく必要があるし、後者については、域

内協力の課題として優先的に取り組むことが必要と思われる。

また、アジア諸国の自然災害に対する脆弱性を軽減するには国家の長期的な基本計画の中で防災の観点から検討を加える必要があるが、その前提として、各国政府及び市民の防災意識を高める必要がある。そのためには、早期に防災体制を含む防災に関する情報を各国で共有化することにより、立法・政策・計画立案担当者等が、防災の観点を国家及び地域の基本計画の中に適切に位置付け、これからも常に取り入れていく必要がある。

3) 協力の推進

第4回専門家会議でも合意されたように、今後も引き続き定期的な会合をもつことにより、メンバー国の防災担当者及び専門家が各国の最新の防災体制・災害対策に関する情報交換を進めていくことが必要であろう。また、99年7月から実施している客員研究員制度により、メンバー国から参加する研究員がアジア防災センターのスタッフとしてアジア地域内での人的交流及び情報交流を活発化することも引き続き大切である。さらには、アジア地域における自然災害被害の軽減のために、アジア防災センターが仲介者となり、日本及びアジア各国の人材・技術並びに物的資源をネットワーク化し、交流を活発化していくことが求められているといえよう。